

平成17年度 東京都における福祉サービス第三者評価の受審支援策について

受審支援策		補助金額・補助率	補助形態
民設民営	「特別養護老人ホーム経営支援事業」において都が事業者に対し直接補助 特別養護老人ホーム	補助金額 60万円(上限)	事業者 都
	「東京都民間社会福祉施設経営改革等推進事業(サービス推進費再構築)」において都が事業者に対し直接補助 現行のサービス推進費補助を受けている民設民営施設 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、身体障害者更生施設(旧重度身体障害者更生施設)、身体障害者更生施設(内部障害者更生施設)、身体障害者療養施設、身体障害者授産施設(入所・通所)、知的障害者更生施設(入所・通所)、知的障害者授産施設(入所・通所)、知的障害児施設、知的障害児通園施設、認可保育所(12年度以降新設の「民2」を除く)、児童養護施設、母子生活支援施設、婦人保護施設、救護施設、乳児院、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設 【17年度新規実施サービス】 ろうあ児、自閉症児、宿所提供施設、更生施設	補助金額 60万円(上限) 一部70万円(上限)	
	事業委託料へ受審費相当を算入し都が事業者に対し直接補助 重症心身障害児(者)通所施設	補助金額 70万円(上限)	
	精神障害者等社会復帰施設運営費等補助金へ受審費相当を算入し都が事業者に対し直接補助 精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者通所授産施設 17年度新規サービス(精神障害者地域生活支援センター)	補助金額 60万円(上限)	
福祉改革推進事業	認知症高齢者グループホーム 認証保育所	補助率 10/10	事業者 区市町村 都
	上記以外のサービス (高齢)訪問介護、通所介護【デイサービス】、短期入所生活介護【ショートステイ】、居宅介護支援、介護老人保健施設、軽費老人ホーム(ケアハウス) (障害)身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護【障害者ホームヘルプサービス】、身体障害者デイサービス・知的障害者デイサービス、身体障害者短期入所・知的障害者短期入所【障害者ショートステイ】、身体障害者小規模通所授産施設・知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者グループホーム、精神障害者ホームヘルプサービス、精神障害者小規模通所授産施設 【17年度新規実施サービス】 訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入所生活介護、福祉用具貸与、児童居宅介護等、児童デイサービス、児童短期入所、精神障害者グループホーム	補助率 1/2	
区市町村立	下記以外の区市町村立のサービス(公設民営を含む)		区市町村 都
	精神障害者等社会復帰施設運営費等補助金へ受審費相当を算入 精神障害者通所授産施設、肢体不自由児通園施設 17年度新規サービス(精神障害者地域生活支援センター)	補助率 1/2 (30万円上限) 但し、肢体不自由児通園施設は35万円上限	
	事業委託料へ受審費相当を算入 重症心身障害児(者)通所施設	補助金額 70万円(上限)	

() 障害者施設の一部(コミュニケーション困難施設)に対する補助額は、70万円を上限としています。